

# 国土交通省における働き方改革等の取組

---

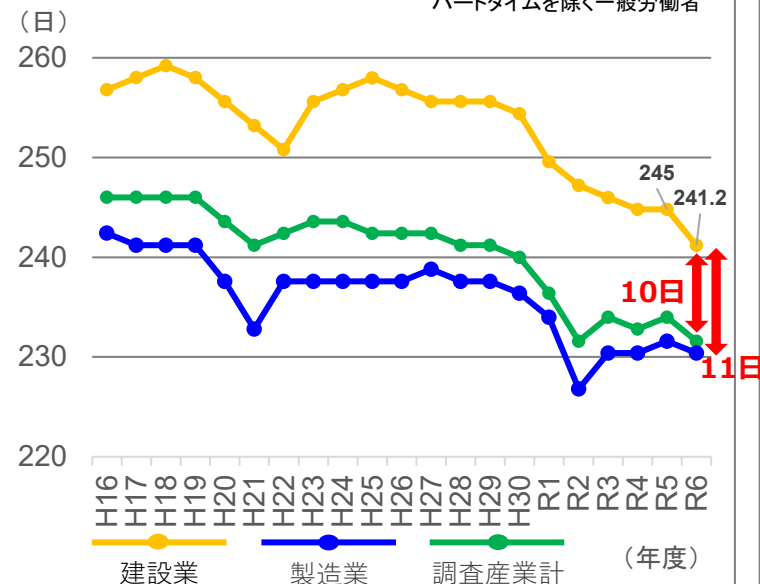
令和8年4月22日

国土交通省

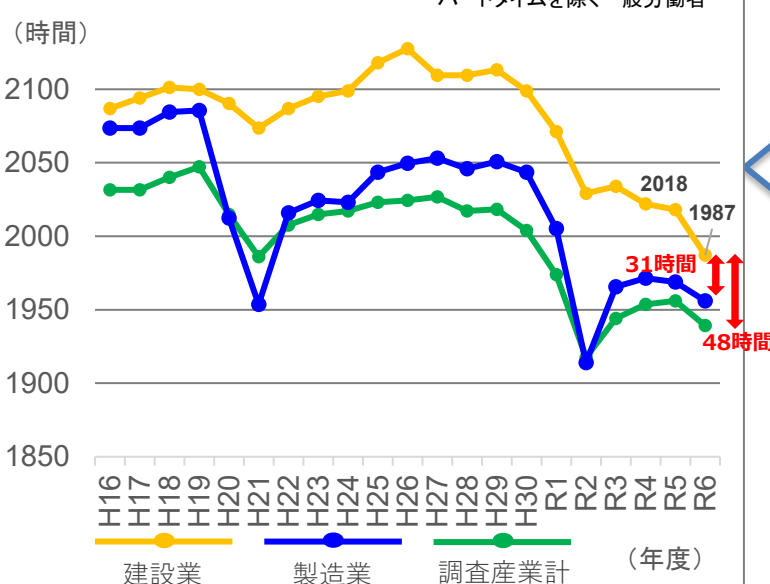
<b>I. 働き方改革適用猶予対象の各業種における働き方改革</b>	<b>P1</b>
・建設業	P1
・住宅・建築生産分野	P5
・トラック運送事業	P6
・旅客自動車運送事業	P7
<b>II. 建設業の担い手確保・処遇改善等</b>	<b>P8</b>
<b>III. その他業種における働き方改革</b>	<b>P14</b>
・倉庫業	P14
・自動車整備業	P15
・鉄道分野	P16
・海事分野	P17
・港湾運送事業	P18
・航空分野	P19
・観光産業	P20

# 建設産業における働き方の現状

## 産業別年間出勤日数



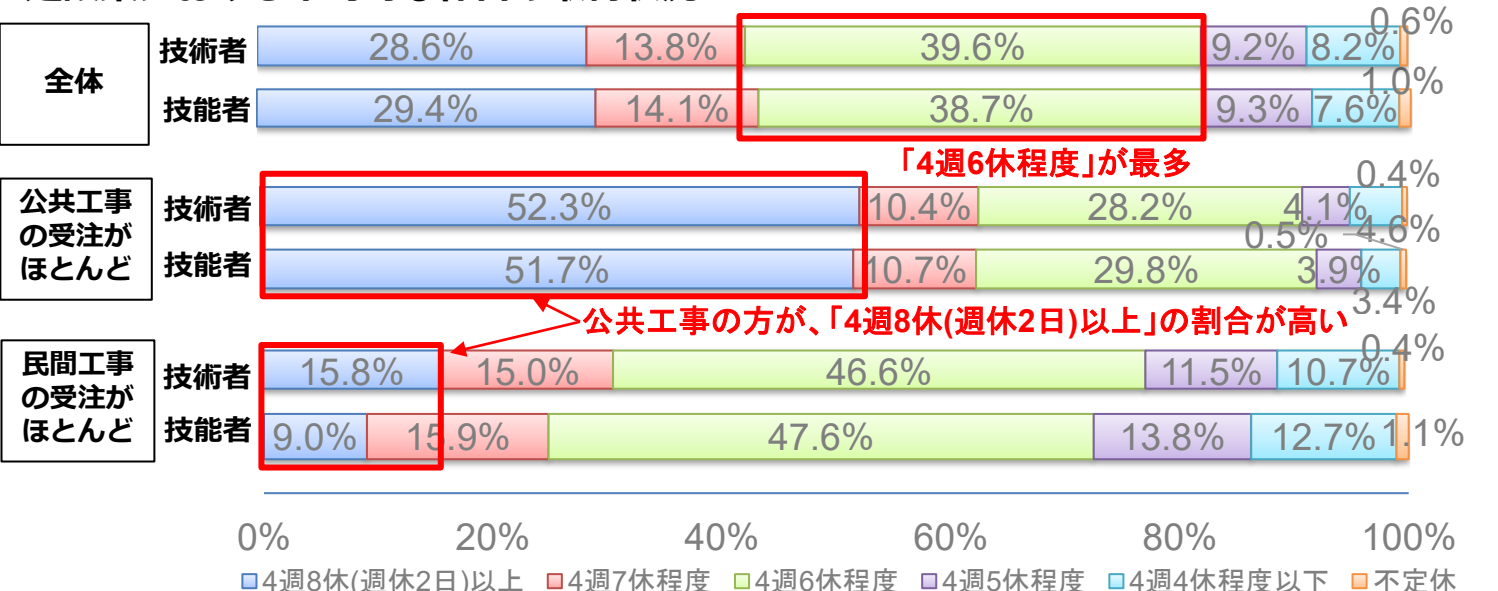
## 産業別年間実労働時間



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

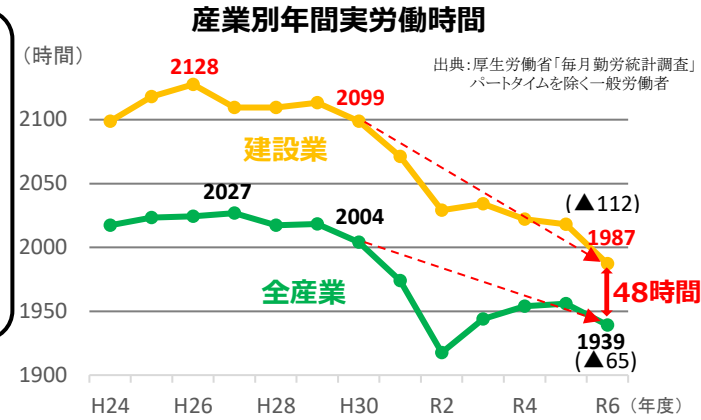
## 建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典: 国土交通省「令和6年度 適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少したが、なお高水準。**
- 令和6年4月から適用された**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



## 最近の働き方改革の取組

### 1. 適正な工期設定

- 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定(R6.3改定)
- <改定の主な内容>
  - 注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
  - 自然要因 (**猛暑日**) における**不稼働**を考慮して工期設定
 → 基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ
- 適正な工期の確保、建設業従事者の処遇改善に向け、**厚労省と連名で官民発注者に要請**
- 建設Gメンが**実地調査**し、**是正指導**

### 2. 公共工事における**週休2日工事**の対象拡大

- 〔直轄〕 **週休2日**が定着。他産業と遜色ない多様な働き方を支援
- 〔都道府県〕 原則**全工事**で**週休2日**を目指して取組を一層強化
- 〔市町村〕 国と都道府県が連携し**全市町村**での**導入**を働きかけ

### 3. 規制内容の**周知徹底**と**柔軟な働き方**の促進

- リーフレット**や**会議**等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- 一般国民にも**動画**等によって周知・啓発
- 変形労働時間制の活用**を促すためのリーフレット作成 (R7.6)
  - 厚労省と連名で建設業団体に対して周知
- 「**建設工事における猛暑対策サポートパッケージ**」の策定 (R7.12)
  - 猛暑期間を回避した工期設定などを支援

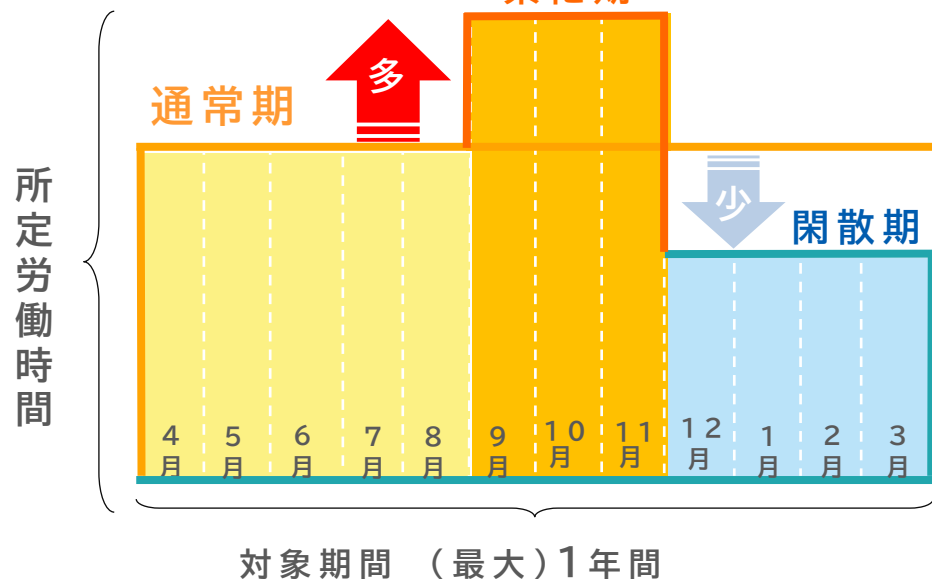
### 4. **生産性**の向上

- 労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- 建設業従事者が活用可能なICT機器導入**支援策**の周知・拡大
- 直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

# 変形労働時間制の活用と課題について

- **変形労働時間制の活用**により、繁忙に応じて労働時間を配分することで、総労働時間の短縮を図ることが可能。
  - このため、**厚生労働省と連携**し、建設業における変形労働時間制の活用を促すリーフレットを作成し、建設業界へ周知（R7.6）。
    - ← 一方、建設業界からは「建設業は天候等の影響により左右される勤務環境であり、**30日前までの勤務カレンダー設定※が難しい**」といった意見がある。
- ※ 変形労働時間制の活用に当たっては、30日前までに勤務カレンダーを定める必要

## 周知内容



- 1年間を平均して、**1週40時間**となる範囲※で、**シフト作成のルールに則って**所定労働時間に凹凸をつけることができる。
  - ※年間の所定労働時間を、**2,085時間**(法定労働時間の総枠)以内で設定することが必要。
- 1週40時間、1日8時間を超える労働時間を設定した場合には、その設定した時間を超えた労働が時間外労働となる。
  - ※変形労働時間制では、1週、1日の法定労働時間又は所定労働時間を超えた労働や、法定労働時間の総枠を超えた労働について、割増賃金を支払うことが必要。

- ① 労働日数は**年間280日**まで
- ② 連続労働日数は原則**6日**まで
- ③ (特に繁忙な場合は**12日**まで)
- ④ 労働時間は**1日10時間、1週52時間**まで
- ⑤ 労働時間が48時間を超える週は**連続3回**まで
- ⑥ 対象期間を3か月ごとに区分した各期間で、労働時間が48時間を超える週は**3回**まで

積雪特例でも同様に適用

積雪特例では適用されない

## 【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

## 来季に向けて実施する具体的な施策・取組

### 1. 猛暑期間・時間の作業回避

#### (1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

#### (1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

#### (1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

#### (1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

#### (1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2~1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

#### (1-6) 適切な設計図書の作成

#### (1-7) 労働実態の把握

### 2. 効率的な施工、作業環境の改善

#### (2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

#### (2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

### 3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

#### (3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

#### (3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

### 4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

#### (4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

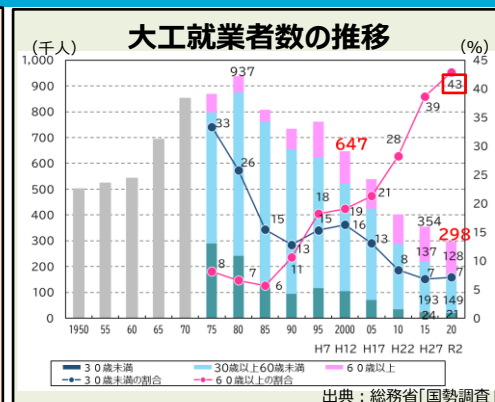
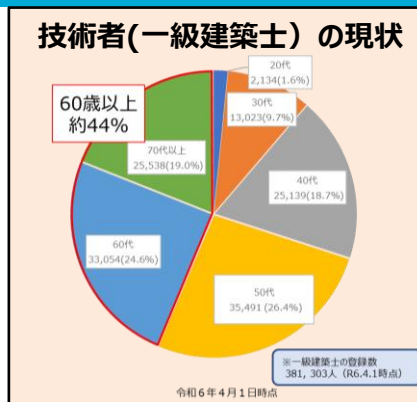
#### (4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

#### (4-3) 好事例の横展開【新規】

## 中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

- 住宅・建築生産分野の担い手である
  - ・技術者（一級建築士）の約4割が60歳以上（約15年前の3倍超）
  - ・大工就業者数は2020年までの20年で半減、高齢化率も40%以上など担い手確保が喫緊の課題
- 担い手確保と併せて、限られた人材の中で住宅・建築生産を効率的に進めていくため、生産性向上に向けた取組を行う必要



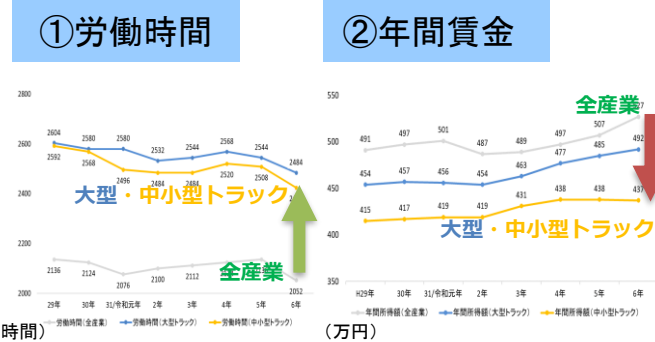
## 1. 担い手確保に向けた取組

- **建築士等**
  - ・建築士試験の受験資格の見直し（実務経験を受験資格から登録要件に見直し）
  - ・建築士の実務経験対象実務の見直し
  - ・二級建築基準適合判定資格者制度の創設
  - ・建設技術者等の担い手対策について、建築分科会等で検討中（「建築分野の中長期的なビジョン（仮称）」として、R9春頃にとりまとめ）
- **技能者（大工等）**
  - ・住宅建設技能者の持続的確保に向け、官民で連携して取り組むための中長期ビジョンの策定に向けた議論を開始
  - ・業界団体が行う入職促進や働き方改革に向けた情報発信、地域の住宅生産者等のグループが行う建築技能習得のための研修や訓練を支援

## 2. 生産性向上に向けた取組

- **建築行政手続きのデジタル化の推進**
  - ・システム共通化計画に基づき、建築確認、中間・完了検査や省エネ適判等の手続きを電子化。
  - ・中間・完了検査におけるリモート検査に対応
  - ・今後、定期報告や建築計画概要書の閲覧などの建築行政手続きについても電子化を予定。
- **BIMの活用促進**
  - ・設計ツールとしてだけでなく建築物のライフサイクル全体（設計・施工・維持管理）を通じた建築物データ基盤としてBIMの活用を支援。
  - ・本年4月から建築確認においてBIM図面審査を開始、さらに2029年度からBIMデータ審査の開始を予定。
- **AIの活用**
  - ・AIを活用した建築確認申請図書事前チェックシステムを構築・提供。
  - ・確認審査におけるAIを活用した審査補助ツールの開発を支援。
  - ・AIロボティクス戦略（令和8年3月26日第2回AIロボティクスに関する関連府省庁連絡会議）において、建築分野の施工現場におけるロボットの活用を位置づけ。
- **その他**
  - ・建築分野におけるDX等について、建築分科会等で検討中（「建築分野の中長期的なビジョン（仮称）」として、R9春頃にとりまとめ）

- トラック運送業は、全産業平均に比べ、**年間賃金が約1割低く、労働時間が約2割長**くなっており、労働条件の改善は喫緊の課題。
- ドライバーの労働条件を改善し、トラック業界を魅力ある職場とするためには、**労務負荷の軽減につながる物流の効率化や賃上げの原資となる適正運賃を確保**が必要。各施策に取り組むとともに、これを「**トラック・物流Gメン**」が取引適正化と労働時間の**適正管理の両面**から**是正を実施**。加えて、**誰もが働きやすい環境整備**を後押し。



## ドライバーの労務負担軽減の促進

### ○労働生産性の向上に向けた取組への支援

・物流の機械化・デジタル化による既存のオペレーションの改善や働き方改革を通じて、**ドライバーの荷待ち・荷役時間の削減**を図るため、**業務効率化に資するシステムの構築や自動化機器の導入等**を支援。



### ○改正物流法（R8.4.1全面施行）の着実な浸透

・**荷主等**に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し**、一定規模以上の「特定事業者」に対しては、**中長期計画の作成や定期報告等を義務付け**。  
 ・中長期計画の実施状況が不十分な場合、**国が勧告・命令を実施**し、非効率な物流の改善を促進。



## 荷主等への監視体制の強化

### ○トラック・物流Gメンの活動

・令和5年7月より活動する「**トラック・物流Gメン**」が、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく「**働きかけ**」や「**要請**」、「**勧告**」を実施。

#### 働きかけ等の累計実施件数（R1.7～R8.3）

- 勧告 : 5件 (荷主3、元請1、その他1)
  - 要請 : 197件 (荷主108、元請83、その他6)
  - 働きかけ : 2,385件 (荷主1,680、元請592、その他113)
- ⇒ **計2,587件**の法的措置を実施

・**地方運輸局等のGメンと公取地方事務所、地方労働局が連携**を図り、合同で荷主等の訪問やトラック事業者から情報聴取し、**取引適正化と労働時間の適正管理の両面**から**是正を実施**。



## 構造的な賃上げ環境の整備

### ○標準的運賃の周知・浸透等

・**荷主等との運賃交渉に臨むにあたっての参考指標**として、国土交通省から「標準的運賃」を告示。  
 ・トラック適正化二法（R7.6公布）に基づき、**適正原価制度の導入等**に向けた準備を実施。

#### 「標準的運賃」の考え方

【距離制運賃】 / 【時間制運賃】

#### 料金等

- ◆ 割増
- ◆ 待機時間料
- ◆ 積込料、取卸料、附帯業務料
- ◆ 実費
- ◆ 燃料サーチャージ

## 誰もが働きやすい環境の整備

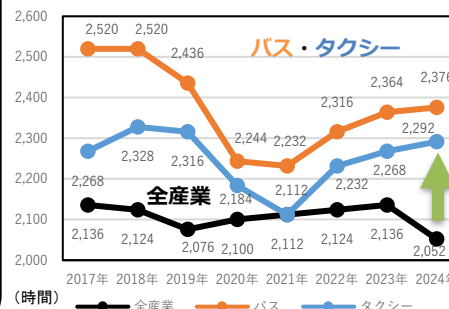
### ○事業者における職場環境改善に向けた取組の後押し

・**多様な人材が活躍できる職場環境を整備**するため、**力仕事に頼らない機械荷役への転換やドライバーの確保・育成・定着の促進**を支援。  
 ・「**働きやすい職場認証制度**」や「**ホワイト物流推進運動**」など、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」を推進

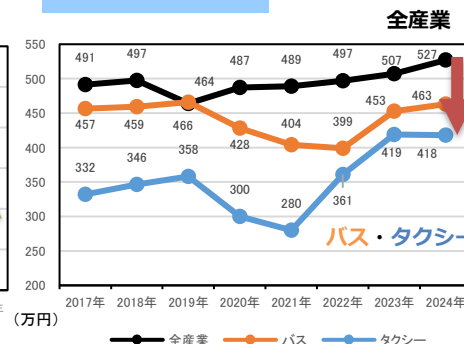
○旅客自動車運送事業は、全産業平均に比べ、**年間賃金がバスは約12%低く、タクシーは約20%低い。また、労働時間がバスは約16%、タクシーは約12%長くな**っており、労働条件の改善は喫緊の課題。

○ドライバーの労働条件を改善し、バス・タクシー業界を魅力ある職場とするためには、**労務負荷の軽減につながる業務の効率化・省力化や賃上げの原資となる運賃の引上げが必要**。各施策に取り組むとともに、**誰もが働きやすい環境整備**を後押し。

## ①労働時間



## ②年間賃金



## 生産性向上に資する取組み

### ○労働生産性の向上に向けた取組への支援

- ・バスでは、運行管理システムの導入、キャッシュレスの加速化等
  - ・タクシーでは、配車アプリの導入や配車システムのクラウド化等
- 交通DX・GXによる経営改善、業務効率化・生産性向上等を推進。**



クレカタッチ決済



配車アプリの導入

## 誰もが働きやすい環境の整備

### ○事業者における職場環境改善に向けた取組の後押し

- ・「働きやすい職場認証制度」により、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」を推進。
- ・多様な人材が活躍できる職場環境を整備するため、**ドライバーの確保・育成・定着の促進を支援。**
- ・営業所等におけるロッカー設置や休憩スペースのリノベーション等、**女性にも配慮した環境整備を推進。**
- ・乗務員等が安心して働くための環境整備や旅客に対する適切な情報提供等の観点から、**氏名・写真等の掲示義務を廃止。**

## 迅速な運賃改定による早期の賃上げの促進

○運転者等の物価高騰水準を上回る賃上げを目指して、**全事業において運賃改定を推進。**

### 【乗合バス】

- **運賃改定の迅速化・簡素化等により運賃改定を促進。**
- 運行費補助について、賃上げに資する運賃改定を行った事業者への支援を強化。
- 令和2年度以降、**約73%の事業者が運賃改定を実施。**

### 【貸切バス】

- 令和7年9月に運転手の賃金水準を全産業平均に引き上げるため、**実勢約8%の値上げとなる新運賃を公示。**
- 今後、原則2年毎に地域の実態を踏まえ定期的に運賃を見直し。

### 【タクシー】

- 令和2年度以降、**全ての運賃ブロックで運賃改定を実施。2巡目の改定についても順次実施中。**
- 適時適切に運賃改定のサイクル化を実現できるように、**①運賃ブロックを統合、②運賃改定に必要な手続を緩和。**

# 建設業就業者の現状

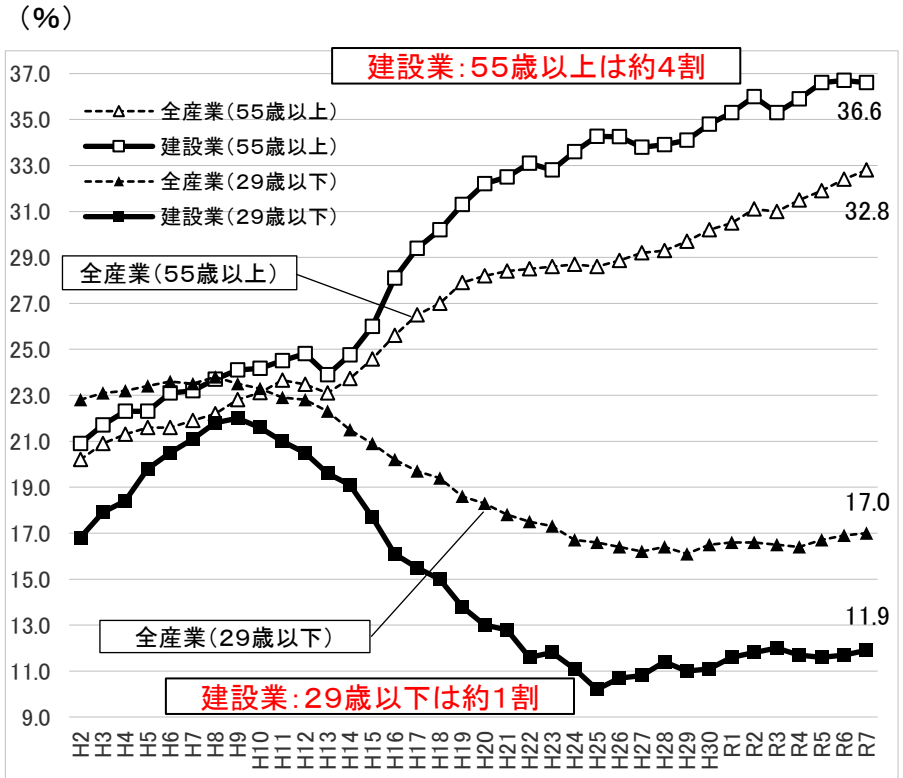
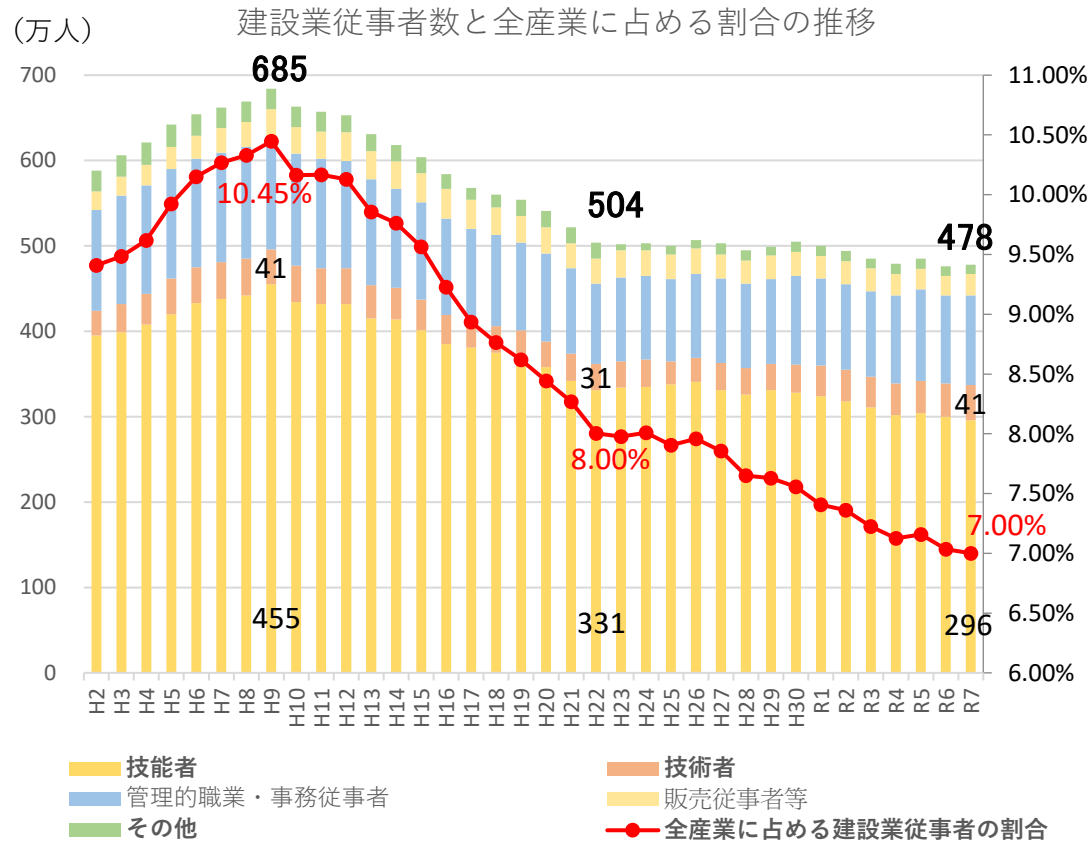
## 技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 478万人(R7)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 41万人(R7)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 296万人(R7)

## 建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.9%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。



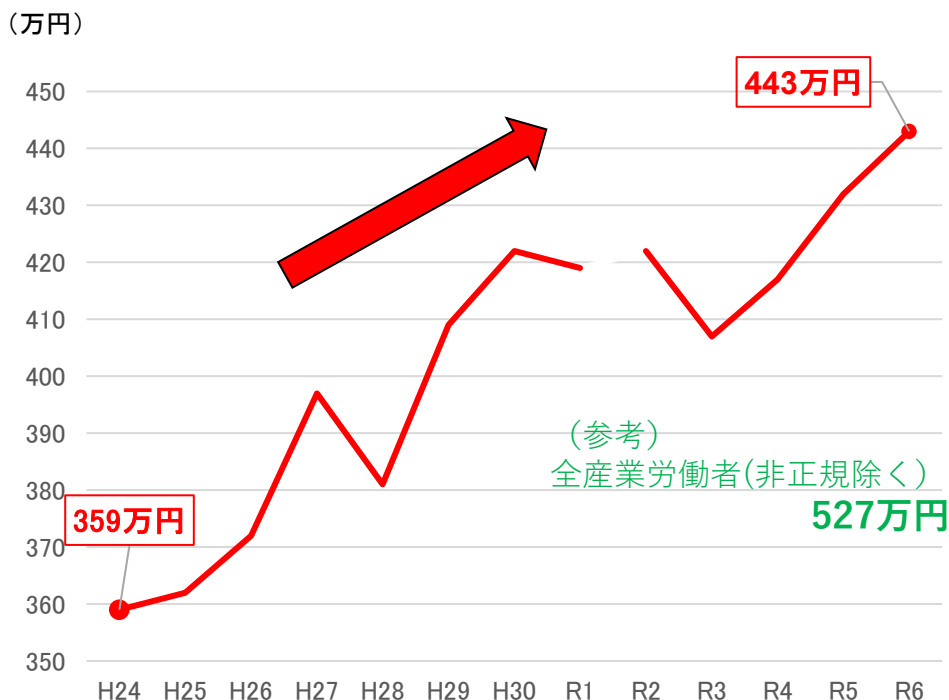
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

- 公共工事設計労務単価の引上げなどの取組により、建設分野の賃金は着実に上昇しているが、全産業平均の水準にはいまだ届いていない状況。

## 建設業生産労働者の賃金推移(年間)

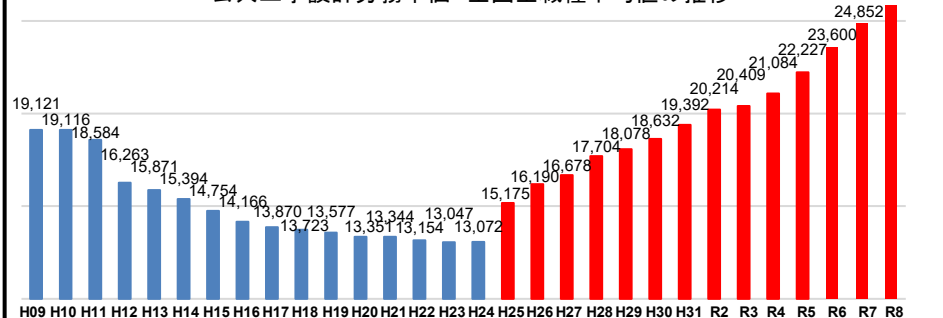


出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より国土交通省作成  
 ※R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

## 最近の賃上げ施策

### 発注者・元請間での賃金原資の確保(公共中心)

- 公共工事設計労務単価を14年連続で引上げ。(+4.5%)



- 取引実態に即した公共契約・変更。
  - ・最新の単価を予定価格に反映。
  - ・材料費変動に伴う請負代金額の変更(スライド条項)。
- ダumping受注対策として、
  - ・低入札価格調査基準の計算式について、国は、令和4年度から一般管理費等率を引上げ。
  - ・国からの要請等により、自治体の計算式でも引上げ進展。

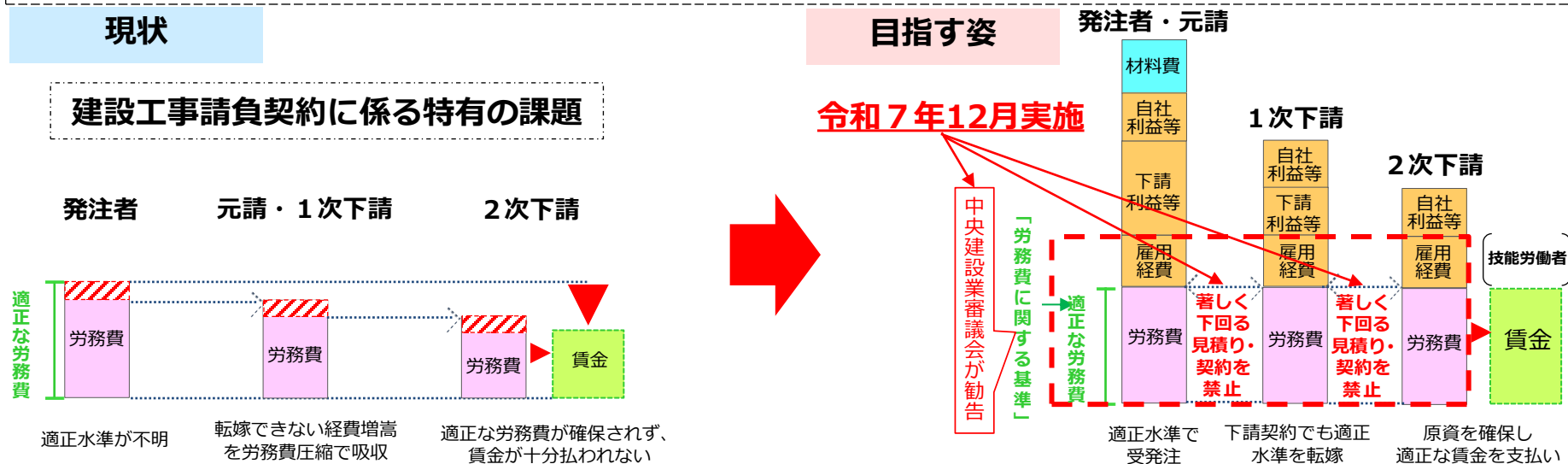
# 技能者の処遇改善に向けた新たなルールを導入

## ○ 第三次・担い手 3 法の制定（R6.6公布、R7.12全面施行）

- 建設業者に対し、**労働者の知識、技能等の評価に基づき賃金支払い等を行うことを努力義務化**（建設業法25条の27）。
- 中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成（同法34条）し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。
- 併せて、基準を**著しく下回る見積り・契約締結を禁止**（同法20条、19条の3）し、**違反した業者は指導・監督**（同法28条）、**発注者は勧告・公表**（同法20条）の対象。

これらの措置により、公共工事・民間工事を問わず、受発注者間、元請-下請間、下請間の**すべての段階において、適正な労務費を確保**。そのうえで、「CCUSレベル別年収」を活用し、**現場の技能者に、経験・技能に応じた適切な水準の賃金が支払われる**ようにする。

### 労務費確保 のイメージ



## 目的

## 技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、**技能・経験に応じた適切な処遇**につなげようとするもの

## 人材確保

技能者の**技能・経験に応じた処遇改善**を進めることで、①若い世代が**キャリアパスの見通しをもて**、②**技能者を雇用し育成する企業に人が集まる**建設業を目指す

## 生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

## <建設キャリアアップシステムの概要>

### 技能者・事業者の登録

#### 【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

### 就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



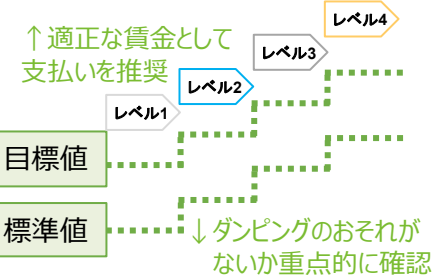
### 能力評価の実施

経験や資格に応じた能力評価



### 経験・技能に応じた処遇

能力評価に応じた適正な賃金支払い  
(CCUSのレベルに応じた年収の水準をブロック別、職種別に公表)



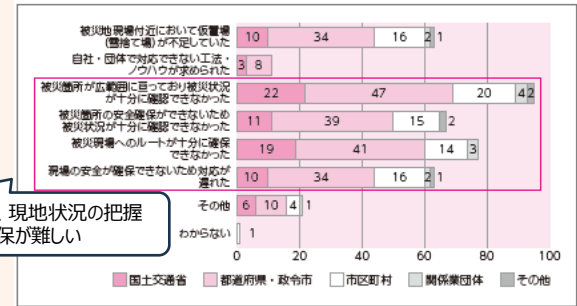
### 現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

「地域の守り手」となる地方の中堅・中小建設業従事者の、施工管理におけるICT技術への習熟を深め、ICT技術も活用した迅速かつ効率的な応急復旧を強力に実現できる体制を構築する

## 背景・課題

- ✓ 「地域の守り手」である建設業が、将来にわたりその役割を果たし続けるためには、処遇改善・働き方改革・生産性向上が不可欠であるほか、**激甚化・頻発化する各種災害に適切に対応できる能力・体制を構築・強化していくことが必要。**
- ✓ 建設業の生産性向上を支えるICT技術の開発が進捗しつつあるなか、厳しい作業環境となることが多い被災地の応急復旧においてもICT機器を積極的に活用することにより、**現地作業の安全性を高めるとともに、迅速かつ円滑に対応するための環境整備を図ることが必要。**



災害時は、現地状況の把握や安全確保が難しい

災害対応時における地域建設業の課題に関する実態調査(R6.8国土交通省)  
※グラフは災害対応の要請元ごとの建設業者からの回答数

## 事業内容

○被災地の迅速な応急復旧に資する防災訓練等を行うに際し、応急復旧活動におけるICT機器の活用を想定した訓練等を行う場合に、当該訓練等に要する費用の一部を助成

### ① ICT機器の選定・購入

- ✓ 応急復旧活動を想定したICT機器について、間接補助事業者にて選定・購入
- ✓ 購入した機器については、訓練の実施期間以外の期間では、平時の工事においても活用可能

### ② 防災訓練の実施

- ✓ 応急復旧に係る防災訓練において、会員企業等の作業員参加のもと、ICT機器も活用した実地訓練を実施
- ✓ 会員企業等を対象に、被災地において活用が望ましいICT機器について研修実施

ICT機器を活用した迅速な応急復旧を可能とする体制の構築

- ❖ 交代制で応急復旧に入る複数事業者間で現場状況を円滑に共有可能に
- ❖ 2次災害のリスクがある被災現場で安全性の高い施工が可能に

## 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率 1/2 以内）
- 補助事業者：全国建設業協会（災害対策基本法第2条に基づき指定された指定公共機関である建設業団体）
- 補助対象経費：建設業団体が実施する防災訓練に際してのICT機器の導入および発災時以外の建設現場におけるICT機器の活用に関する経費
- 事業期間：令和7年度～



# 建設産業における「若年者入職促進タスクフォース」の取組

- 建設産業における若年者入職等の促進に向け、建設業人材確保・育成推進協議会（人材協）に、産・学・官の関係者を構成員とするタスクフォースを設置（令和5年4月）。
- これまで、業界団体が実施する現場見学会・インターンシップ等の情報の都道府県教育委員会への周知などに取り組んできた。

## 産学官の新たな連携体制

### 当面の活動内容

- 業界団体等と教育委員会や地元高校との連携の円滑化
- 教育委員会等に対して通知等を発出し、円滑な連携を呼びかけ
- 業界団体等の取組から優良事例を発掘・抽出し、水平展開



## 構成員

- |   |   |
|---|---|
| <b>全国建設関係訓練校等連絡会議</b><br>・利根沼田テクノアカデミー<br>・全国建設産業教育訓練協会 | <b>事務局（建設業振興基金）</b><br>・広島建設アカデミー<br>・北陸建設アカデミー<br>・職人育成塾 等 |
| <b>教育関係</b><br>・全国工業高等学校長協会                             | ・全国高等学校土木教育研究会  |
| <b>建設業団体</b><br>・日本建設業連合会<br>・全国建設業協会                   | ・全国中小建設業協会<br>・建設産業専門団体連合会                                  |
| <b>建設関連業団体</b><br>・全国測量設計業協会連合会<br>・建設コンサルタンツ協会         | ・全国地質調査業協会連合会   |
| <b>関係省庁</b><br>・国土交通省 不動産・建設経済局<br>・厚生労働省 職業安定局／人材開発統括官 | ・文部科学省 初等・中等教育局   |

## 教育委員会あて周知の概要

- 令和5年以降毎年、文部科学省が各都道府県教育委員会に対し、建設業における若年者入職促進に関する取組を周知する事務連絡を发出。

- その中で、高校生等を対象に業界団体が全国で実施する

- ・現場見学会
  - ・インターンシップ（職業体験学習）
  - ・出前講座
  - ・講習会
- 等

を記載し、取組みの横展開や高校生などの積極的な参加を促進。

学生向けの取組が掲載された団体数 ※令和7年度の実績

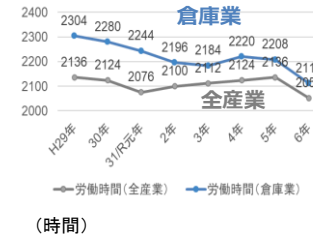
84団体



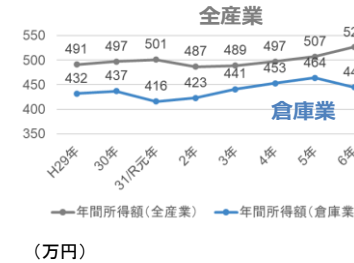
第4回タスクフォースの様子（令和8年1月22日）

- 倉庫業は、全産業平均に比べ、**労働時間が長く、年間賃金が低い**状況が続いている。
- 倉庫作業員の労働条件を改善し、倉庫業界を魅力ある職場とするためには、**労務負荷の軽減につながる物流の効率化・省力化、賃上げの原資となる取引適正化**が必要。

### ①労働時間



### ②年間賃金

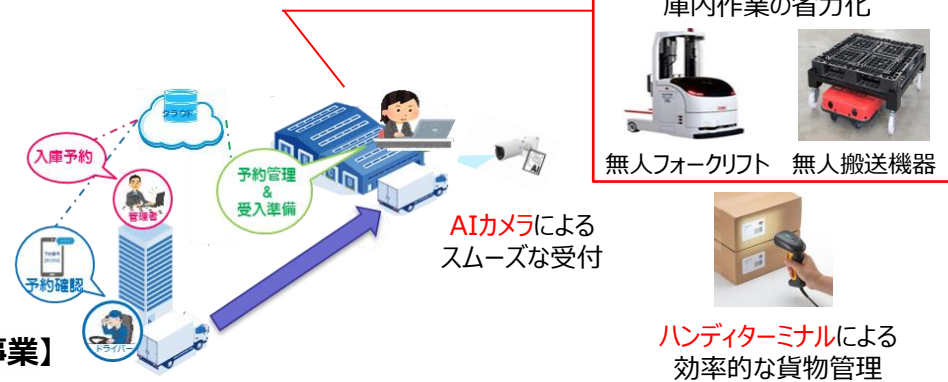


## 倉庫業務の効率化・省力化

### ○労働生産性の向上に向けた取組への支援

- ・物流施設へのシステムや機器の導入による**自動化・機械化・デジタル化の取組を支援**することにより、中小物流事業者における業務効率化や働き方改革に資する、自動化・機械化・デジタル化を推進する。

【中小物流事業者の労働生産性向上事業】

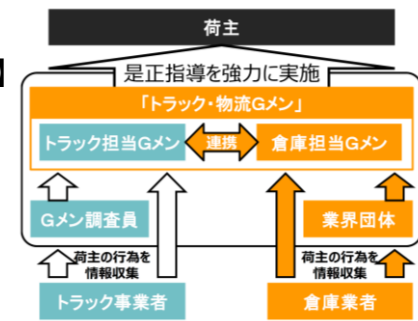


## 倉庫業界における取引の適正化

### ○トラック・物流Gメンの活動(倉庫)

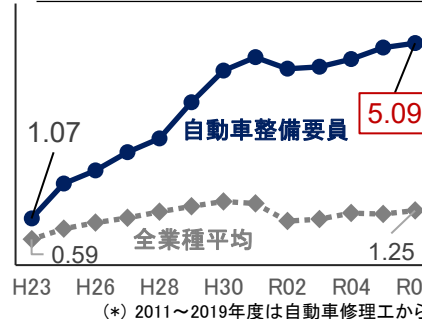
- ・「トラックGメン」について、サプライチェーン全体の取引環境を適正化する観点から、令和6年11月に**「トラック・物流Gメン」**に改組し、国土交通省に**倉庫担当Gメン**を配置。
- ・業界団体とも連携し、倉庫業者からの意見聴取や情報収集を実施し、**荷主と倉庫業者との取引においても適正化を推進**。

【「トラック・物流Gメン」の体制】

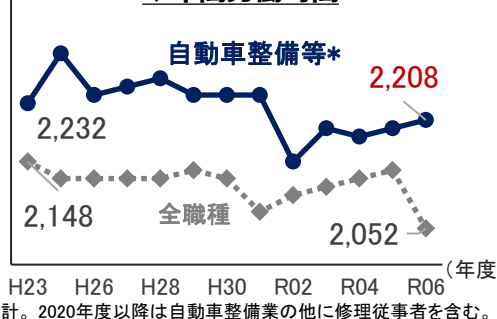


- 自動車整備業においては、**有効求人倍率が全職種平均の4倍超**の5.09となるなど人材不足が深刻化。
- 自動車の電子制御化に伴い**高度化する自動車整備に対応可能な人材を育成**するとともに、**担い手を確保**していくため働き方改革に取り組む必要。

◆自動車整備要員の有効求人倍率



◆年間労働時間



(\*) 2011～2019年度は自動車修理工から集計。2020年度以降は自動車整備業の他に修理従事者を含む。

## 自動車整備士の魅力向上・処遇改善

### 1. ガイドラインの策定

- ・ 自動車整備士等の「**働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン**」(令和6年3月策定、同7年6月改訂)を**策定、周知**。



働きやすい・働きがいのある  
職場づくりに向けたガイドライン

### 2. 経営者向け人材確保セミナーの開催

- ・ 整備工場の経営者に対し、**処遇改善の重要性等を周知するためにセミナーを開催**。



経営者向けセミナー

### 3. 自動車整備事業者間又は他分野間の整備事業連携の支援

- ・ 各地域の業界団体等が実施する**生産性向上のためのセミナー等の取組を支援**。

### 4. 修理作業の工賃等調査

- ・ **事故車修理の標準作業時間の調査及び修理工賃等の動向調査を実施**。



事故車の修理作業

#### 修理工賃の一般的な計算式

$$\text{修理工賃} = (\text{標準作業時間}) \times (\text{工賃単価}) \text{の合計}$$

## 省力化の推進と生産性の向上

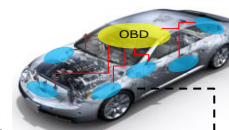
- ・ 『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和7年6月)』において、「人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種については(中略) **省力化投資・生産性向上を実現するための「省力化投資促進プラン」**を強力に実行する。」とされており、この12業種に**自動車整備業が含まれている**。

- ・ 自動車整備業の省力化投資促進プランにおいて、2029年度までに**労働生産性を25%向上**することを目標に掲げ、同プランに基づき、**以下等の省力化促進策を進めている**。

- ① スキャンツール補助金の補助制度の見直し
- ② 「デジタル」を前提とした制度への転換(電子点検整備記録簿、オンライン研修・講習の解禁)
- ③ 省力化設備を導入する整備工場の工員数要件の見直し
- ④ 自動車整備士資格の実務要件の見直し
- ⑤ スキャンツール等による点検の拡大

#### ※スキャンツールとは

近年の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する「**車載式故障診断装置(OBD: On-Board Diagnostics)**」が搭載されている。



記録された故障コードは、**スキャンツール**を接続することにより読取可能。

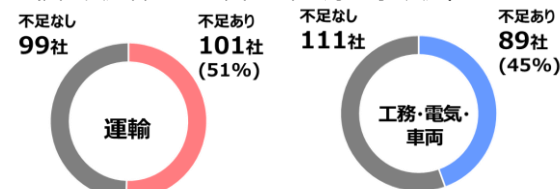
接続



○鉄道業界では、保線等に従事する作業員の不足による終電の繰り上げや運転士の不足による運行本数の減便等が発生しており、人手不足対策が喫緊の課題。

○具体的には、運輸部門、工務・電気・車両部門ともに約5割の鉄道事業者が人手不足を原因とした残業や休日出勤が発生している状況であり、省力化・効率化の取組が必要。

○鉄道事業者に対する人手不足の状況等に関する調査の結果  
(国土交通省において令和7年2月上旬に実施)



(※)部門の区分は、鉄道事業法第五十五条一項及び二項に基づいて定められている鉄道事業等報告規則の別表第2に則しており、本社部門と現業部門は合算してカウントしている(例:「運輸」は本社部門の運輸、現業部門の運輸(駅職員、運転士、車掌、その他)をまとめて指す)。

## 省力化・効率化の取組

### DX



- ①新技術等を活用した鉄道のDXに関する取組(予算事業)  
鉄道のDXに関する取り組みを一般鉄道技術開発費補助金により支援  
鉄道技術普及促進制度により実施
- ②地域公共交通確保維持改善事業『交通DX・GXによる経営改善支援事業』(予算事業)  
地域鉄道事業者による省力化に資する設備導入等への支援

### 事業者間連携



- ③地域鉄道のメンテナンス体制の強化(予算事業)
- ④事業者への技術的助言・検討支援の実施  
(公財)鉄道総合技術研究所・(独法)鉄道・運輸機構を活用した技術支援等
- ⑤鉄道技術の標準化の推進  
標準化活動をさらに戦略的かつ効果的に推進していくため、以下取組を含む「鉄道技術標準化ビジネスプラン」を策定(R7.6)  
国内標準化の推進  
(事業者間の装置・部品等の共通化などの取組を進め、必要に応じ標準化)  
国際標準化の推進  
(日本の設計思想や技術が反映された国際規格審議(IEC/ISO)の促進)

## 具体的な取組(一例)

- ①携帯情報端末を活用した軌道状態評価システムなど、デジタル技術を活用した現場業務の効率化・省力化に資する技術開発を推進
- ②地域鉄道事業者における省力化に資する設備導入(軌道や電車線検測のデジタル化等)への支援、公共交通事業者においてキャッシュレス決済(QRコード、交通系ICカード、非接触型クレジットカード決済、顔認証等)に対応するための、所要の設備やシステムの導入の支援
- ③地域鉄道において、広域的・戦略的なインフラメンテナンス実現に向け、鉄道事業者の技術力向上、検査業務体制の再構築を支援
- ④鉄道事業者間等での連携や鉄道関係機関等との連携により、鉄道のメンテナンス業務に携わる人材に対する研修や技術支援を実施
- ⑤サプライチェーン全体での標準化等を促進するため、標準化関係者による検討会を実施

- 内航海運業においては、安定的な海上輸送を確保するために、担い手確保と並行し、作業の省力化、作業環境の改善による船員の業務効率化や内航海運の生産性向上に資する取組を支援。
- 造船業においては、人材確保・育成に取り組むとともに、少ない人手による船舶の安定的な供給体制を構築するために、AI造船ロボットの開発や、造船業再生基金を通じた省力化・自動化の設備投資を支援。

## 省力化に向けた取組

### 1.これまでの取組

#### ○省力化に資する支援

- ・船舶・舶用機器の製造等の抜本的な効率化を目的として、バーチャル空間に蓄積されたデジタルデータを有効に活用して業務の刷新を図る技術（バーチャル・エンジニアリング技術）の開発・実証を支援

等

#### ○好事例の横展開

- ・令和6年度バーチャル・エンジニアリング補助金事業で得られた船舶・舶用機器の設計・建造工程の生産性の向上につながる成果を造船・舶用工業事業者等に周知
- ・省力化に資する予算支援事業を、報道発表にて周知（R7.3~R7.8）
- ・内航変革促進技術開発費補助金で得られた船員の労働負担軽減等に資する技術開発成果を内航事業者、造船・舶用工業事業者等に周知（R7.12）

等

### 2.今後の取組

#### ○省力化に資する支援

- ・内航事業者が造船・舶用工業事業者と連携して行う生産性向上・船員の労働負担軽減等に資する技術開発等を支援するとともに、荷主等と連携して行う省力化投資による船員の労務負担軽減や協業化による船員配乗の効率化等の取組に対して支援
- ・造船業再生基金を通じた省力化・自動化の設備投資を支援
- ・AIの活用による次世代造船所の実現に資する技術開発

等

#### ○好事例の横展開

- ・令和7年度内航変革促進技術開発費補助金事業で得られた船員の労働負担軽減等に資する技術開発成果を内航事業者、造船・舶用工業事業者等に周知
- ・令和7年度DXオートメーション補助金事業で得られた船舶・舶用機器の設計・建造工程の生産性の向上につながる成果を造船・舶用工業事業者等に周知

### 3.主要な機器・サービス等の導入事例

- ✓ 船上からの係船装置の遠隔操作による、地上での係船索掛け外し作業等、作業負担の軽減。



従来の人の手による作業



自動遠隔係船装置(旋回アーム)

- ✓ 船倉の清掃作業を機械化による、作業の時間短縮・省人化を図り、年間船舶稼働率を向上。



船員の過労、安全面で清掃作業が課題に



清掃ロボット導入による省力化

- ✓ DXオートメーション補助金で開発・実証を行った技術の例。

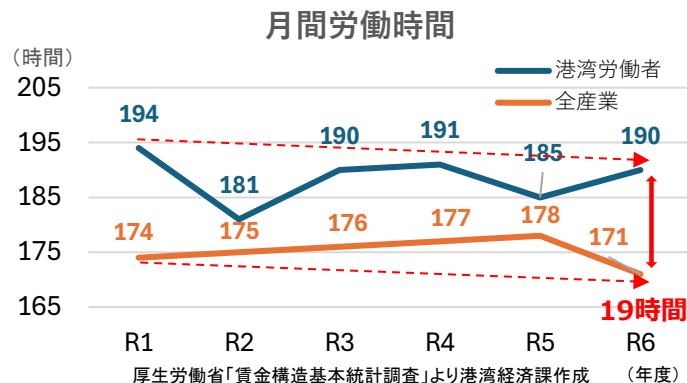


溶接ロボット



塗装ロボット

- これまでの働き方改革の取組によって、港湾運送事業の月間労働時間は減少傾向にあるものの、**全産業平均よりも高水準**にある。
- 将来にわたって**担い手を確保**していくため、令和7年6月に「**港湾労働者不足対策等アクションプラン2025**」を策定。働き方改革に取り組みながら安定的な港湾物流の維持に努めていく。



## 「港湾労働者不足対策等アクションプラン2025」における働き方改革の取組事例

### 1. 安全性向上・労働環境改善

- ・ **女性・高齢者等にも働きやすい労働環境整備の推進**
  - トイレ等の多様な働きやすい港湾整備事例を収集し、港湾管理者等に情報共有
- ・ **荷役機械の遠隔操作化等につながる技術開発や実装の推進**
  - 「港湾技術開発制度」を通じたAI・ICT技術を活用した荷役機械の遠隔操作化等につながる技術開発の推進
  - 遠隔操作RTGの導入、コンテナターミナルゲートの高度化等に加え、コンテナ蔵置の最適化、**ガントリークレーンの遠隔操作化等の実装**を後押し
- ・ **コンテナターミナルの一体利用の推進**
  - 積替えが多い埠頭等において、複数の**コンテナターミナルの一体利用**を実現するための計画を策定・推進
  - 荷役作業の協業化を推進するため、現行制度の課題を整理

### 2. 取引環境の改善

- ・ **港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドライン策定**
  - 船舶の遅延や作業時間の変更等が発生する場合は、速やかに連絡を行い、**港湾労働者の待機時間の削減**に努める。また、労働者の人材確保が困難な時間帯における作業が発生した場合には作業時間の調整等の柔軟な対応を図る
  - 所定外労働時間に対する割増料金を適正に支払う必要がある旨、**契約書等に明記**する



遠隔操作RTG



遠隔操作室



ガントリークレーン

- 観光需要の回復等に伴い、**人手不足が懸念**される空港グランドハンドリングや保安検査等の体制強化が課題
- 今後、人材の確保・育成とあわせて、省力化を図るため、空港グランドハンドリング等のDX化や**保安検査の高度化**等の取組を進めていく必要。

<例:省力化に資する機器>



リモコン式  
航空機洗浄機



スマートレーン

## 最近の省力化等に向けた取組

### 1. 支援策等の周知徹底と制度の利用促進

- ・ **省力化に資する機器の導入事例**等を含む「持続的な発展に向けた空港業務に係る**取組事例集**」を作成 (R7.4)
- ・ 省力化投資に資する各種**支援策等を紹介する説明会**等を実施 (R7.7~9、R8.3)
- ・ 空港管理者主催の**空港ワーキンググループ** (※) 等において、省力化に資する**好事例等を共有** (※) 空港ごとに設置
- ・ **整備士資格制度の見直しによる人材育成の確保** (R7.6制度改正、関係団体へ周知)

### 3. 省力化投資に資する取組に対する主要な支援策

- ・ 空港グランドハンドリング等の体制強化を推進
  - 地方空港等受入環境整備事業費補助金
  - 観光振興事業費補助金等

### 2. 業務DX化による生産性向上と職場環境改善の検討

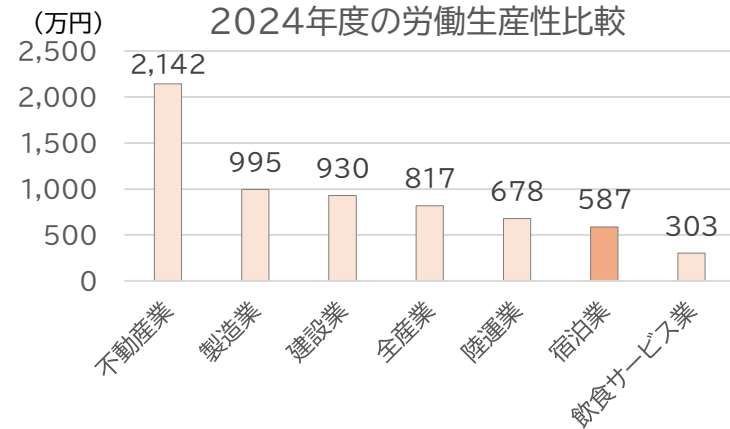
- ・ 空港グランドハンドリング事業において、増便需要に応える持続可能性の保持が必要  
→「**官民共同プロジェクト**」として、空港DX技術の実装化を強力に推進していくことを目的に、「**空港DX技術実装推進会議**」を設立
  - 空港DX技術の実装化に向けた**行動計画を策定する**
  - 必要に応じた規制・制度の見直しを検討
- ・ **デジタル技術を活用した航空機整備の推進**
  - 航空機整備作業におけるデジタル技術活用のガイドラインを策定

<主要な機器・サービス等の導入事例>

- 空港グランドハンドリング  
リモコン式航空機洗浄機、警備案内ロボット
- 保安検査  
高性能X線検査装置、4人同時に検査準備が可能なスマートレーン

## 現状・課題

- 観光産業は、他業種と比べて低い賃金体系という課題があり、労働条件を向上させるために、観光DXの推進や観光産業の経営力の強靱化等を通じて、観光産業の収益・生産性向上に取り組む必要がある。
- 地域の魅力を伝えることができるローカルガイドや通訳案内士は、地方誘客を支える観光コンテンツの担い手や旅行者の満足度の向上を支える存在として重要である。他方で、高齢化や地域による偏在、特に地方部における報酬の低さや繁閑差等の課題も相まって、人材確保に苦慮。



## 対応

### 労働生産性の向上

- 宿泊事業者に対して、業務効率化や省力化に資する設備(自動チェックイン機等)への投資に加え、収益最大化に向けたマーケティング強化等に資するデジタルツール(生成AI等)の導入等を支援。
- 観光地・観光産業における省力化投資補助事業の特設ページにて、当該事業を活用した省力化投資に資する優良事例を20件掲載し、周知(令和8年4月10日時点)



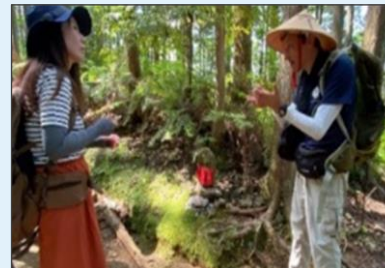
自動チェックイン機



配膳ロボット

### 労働参加の確保

- 地域における質の高い観光コンテンツとガイド人材の安定的な供給のための取組を支援し、職業としてのローカルガイドの確立とそれを基盤とした持続的なビジネスモデルの確立を推進。
- 地域ごとの偏在等を是正するため、認知度向上に向けた通訳案内士の役割や魅力、活用方法等に係る情報発信の強化を行うとともに将来の担い手となりうる若年層に対する講演等を実施。また、通訳案内士と旅行会社等とのマッチングを促す取組を推進。



地域の魅力を伝えるローカルガイド



通訳案内士に関する講演